

指定給水装置工事事業者の 更新制導入への対応 について教えてください

Answer

1. はじめに

平成30年12月12日に公布された改正水道法において、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）の指定に更新制が導入され、令和元年10月1日から施行されました。

これまでの指定事業者制度は、一度指定を受ければ更新を行う必要がなく、指定の有効期間がありませんでした。また、この制度においては、指定事業者の廃止・休止等の状況把握及び所在確認が取れない指定事業者の存在など、実態を把握することが困難でした。そのため、指定事業者の工事を適正に行うための資質の維持・向上を図ることを目的に、更新手続きを5年ごとに行う更新制が導入されました。

なお、改正水道法の施行日前に既に指定を受けている指定事業者の政令で定める有効期間は、指定を受けた年月日により定められています（表）。

表 政令で定める有効期間

指定を受けた年月日	政令で定める有効期間
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	1年（令和2年9月29日まで）
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	2年（令和3年9月29日まで）
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	3年（令和4年9月29日まで）
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	4年（令和5年9月29日まで）
平成25年4月1日 ～令和元年9月30日	5年（令和6年9月29日まで）

本稿では、千葉県企業局の更新制導入に伴う更新申請受付及び周知の取組みについて紹介します。

2. 千葉県企業局の対応

(1) 更新申請受付

千葉県企業局には、施行日時点（令和元年10月1日）で1,669者の指定事業者が登録されていました。各年の受付は、政令で定める有効期間の満了直前に集中することが懸念されたため、有効期間満了の1年前から四半期ごとに、指定番号順に振り分け、受付を平準化して対応することとしました。

(2) 更新制の周知

以下の方法により、円滑に更新手続きが行えるよう周知しました。

- 1) ホームページによる周知（令和元年8月～）
- 2) 説明会による周知（令和元年9月）
3年に1度開催している指定事業者研修を改正水道法の施行前に開催し、更新制及び必要な手続きについて説明しました。
- 3) お知らせハガキによる案内（令和元年9月～）
更新申請に係るお知らせハガキを受付期間の約1週間前に送付し、受付期間や必要手続きについて案内しました。
- 4) ポスターによる周知（令和元年11月～）
事務所受付窓口にて、指定番号ごとの受付及び有効期間に関するポスター（図）を掲示しました。

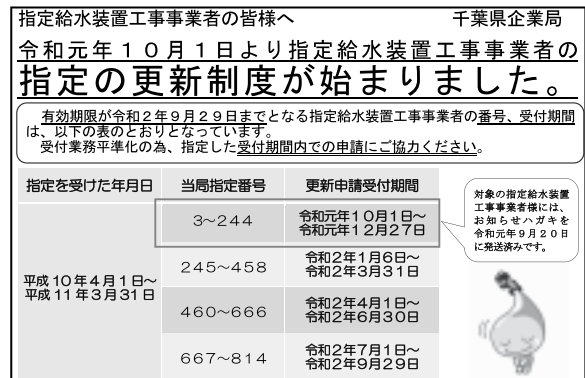


図 窓口掲載ポスター

5) 電話による確認

有効期間間近になっても更新申請がない指定事業者に対しては、電話により指定の効力が失われることを説明するとともに、更新の意思を確認しました。

3. おわりに

上記の取組みの結果、円滑に更新手続きが行われ、令和2年9月29日に有効期間を迎えた指定事業者483者の約72%が更新し、所在確認が取れないまたは更新の意思がないなどにより約28%が失効となりました。この更新制導入により指定事業者の実態を把握でき、また、指定事業者の研修会などへの受講状況等を踏まえ、資質の維持・向上のため指導・助言することができました。

今後も更新制の適切な運用に努めてまいりますと考えております。

本稿で紹介した千葉県企業局の取組みが、参考となれば幸いです。